

第4回川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会 議事録

- 日 時 平成26年4月28日(月) 13:30~15:20
 - 場 所 川崎市役所 本庁舎3階 総合企画局会議室
 - 出席委員 名和田委員長、徳田副委員長、新井委員、庄嶋委員、廣岡委員、落合委員、櫻井委員、
(以上委員7名出席、福森委員、末吉委員、酒井委員は都合により欠席)
 - 事務局 総合企画局：瀧嶋局長
総合企画局自治推進部：袖山部長、勝盛担当課長、鴻巣担当係長、藤井担当係長、
山口担当係長、大橋主任
 - 関係者 市民・こども局市民活動推進課：飯塚課長、三田村主任
 - 傍聴者 0名
 - 配布資料 資料1 平成25年度川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会での審議内容の確認について
資料2 平成25年度 包括外部監査について(概要)
資料3 第4期川崎市自治推進委員会報告書について(概要)
資料4 平成26年度 市民活動支援指針改定委員会の進め方について(案)
資料4-2 協働によるまちづくりに関する本市の取り組み
その他配布資料 平成25年度川崎市市民活動支援フォーラム 結果報告
平成25年度市民活動支援フォーラム 摘録
川崎市市民活動支援指針改定検討委員会設置要綱
川崎市自治推進委員会報告書【第4期】(冊子)
川崎市協働型事業のルール(平成24年12月版・パンフレット)
-

開会 進行役：事務局勝盛担当課長

■事務局・関係者紹介

- ・事務局が市民・こども局市民協働推進課(前年度)から、総合企画局自治推進部(今年度)に移管されたことが報告され、事務局及び関係者の簡単な紹介があった。

■総合企画局 瀧嶋局長挨拶

- ・連休前のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
- ・市民活動支援指針ができて10年、改めて全体を見ながら指針の改訂、これからの協働のまちづくりの進め方を一緒に議論させていただきたい。どうかよろしく願いいたします。

■事務連絡

- ・会議の公開、会議録の作成について
- ・配布資料確認

議事 進行役：名和田委員長

0. 平成25年度川崎市市民活動支援フォーラム振り返り

- ・平成26年3月15日に第3回の委員会として開催された「市民活動支援フォーラム」の結果、主

な討議内容について、別紙配布資料に基づき、市民・こども局市民活動推進課職員から説明があった。

1. 平成 25 年度委員会での審議概要の確認

・資料 1 に基づき、総合企画局自治推進部担当係長から説明があった。

〈質疑・意見交換〉

名和田委員長：第1回小委員会（2月17日開催）は、委員の全員が参加してはいない会議なので、その内容の共有は初めてとなります。質問や補足がありましたら、お願いいたします。

徳田副委員長：第1回小委員会での公益性の議論について、資料 1 に「市民公益については、法律がないので、公益かもしれないものに機会を与えるということ」とあるが、ここでいう「法律」は何を指すのか。例えば「川崎市自治基本条例」で位置づけられているような市民公益もあると感じるが、どうか。

名和田委員長：私の発言が基となっている部分だと思しますので、発言します。法律というのは、国会で全国民の意思を通じて決められるもので、第1条に必ずその目的が示されています。法律に基づいて行われている活動は、全国民がその公益性を認めた活動であると考えられるでしょう。しかしこればかりになってしまうと、制度疲労を起こしてしまう場合もあり、社会的イノベーションも図れません。

「公益かもしれない」という表現が重要で、まだ国民の大多数には「公益」と認められていない市民活動があります。例えば「子育て支援」です。一昔前は「各家庭で頑張るのが当然」と一般に思われていたものが、様々な問題を抱えている人たちが現れて、その重要性を指摘し、市民活動としての実践も行われるようになった。先進性・開拓性という市民活動の良い点が発揮されている事例だと思います。そうした活動も捉えていこうという趣旨を発言したつもりでした。

自治基本条例などの条例は法律に準ずるもので、そこに表されている公益は法律に準ずる形で公益性を認められていると言えると思います。

事務局：地方自治法で行政の目的の一つは「住民の福祉の増進を図る」と示されています。川崎市の自治基本条例の条文は公益性について直接的には扱っていませんが、「暮らしよい地域社会を築く」ということが大きなキーワードとして挙げられており、その中で市民活動の仕組みであったり、コミュニティのあり方などに関わってくる部分があるかと思えます。

新井委員：第2回委員会討議内容の整理で、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスについての記述がありますが、例えば川崎市内では具体的にどのような活動が想定されているのでしょうか。

名和田委員長：一般的には介護保険事業者などが、この議論の対象となることが多いようですが、第2回委員会では、特に具体的な活動を想定した話は出ておらず、今後の議論対象かと思えます。

事務局：第2回委員会では、具体的な対象や事例は挙げられていませんでしたが、小委員会の場で『コミュニティビジネス事例集』が参考資料として配布されています。

事務局 : 「市民活動は収益を上げる事業者であってはいけないというようなニュアンスがこれまでであったのではないか」「事業性を持った市民活動も対象として含めていこう」という様なご意見が出ていたと記憶しています。

名和田委員長 : おそらく発言者は具体的な活動団体や活動事例を踏まえながら発言していたと思いますが、具体名を挙げることはなく、会議全体としてもなんとなく理解したという形だったかと思います。ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの定義や市民活動との関係も今後、提案をまとめていく上で必要な議論の一つでしょう。

徳田副委員長 : ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスは「ビジネス」という言葉がつくことから、事業者が主体と捉えられがちですが、実はNPO 団体や社会福祉法人やワーカーズグループなど市民活動の延長線上から生まれた団体が、ビジネスの手法を取り入れて事業を行うケースが川崎市内でも増えてきています。小委員会で経済労働局から提供された川崎市内のコミュニティビジネスの資料の中身を見ても、「市民活動がボランティアな活動から、持続性を求めてビジネス的な手法を取り入れてきている」という構図が浮き彫りになってきていると感じました。

名和田委員長 : 市民活動支援指針改訂の背景にもこうした市民活動の新しい手法の登場があります。ぜひこの問題については、今後の議論で深めていきたいと思います。

2. 平成 25 年度 包括外部監査報告及び第 4 期自治推進委員会報告書の概要について

・資料 2・3 に基づき、総合企画局自治推進部担当係長から説明があった。

〈質疑・意見交換〉

名和田委員長 : 自治推進委員会については、我々の審議とかなり関係の深い部分があります。事務局にも資料提供をお願いし、その成果を踏まえながら審議を進めたいと思います。また委員の皆さんも、今回配布された自治推進委員会の報告書に一度お目通しいただければと思います。一見分厚い冊子に見えますが、資料的な部分も多い冊子ですのでお願いいたします。

新井委員 : 資料 3 の (4) の①の最後に「区民会議の見える化」という記述があるが、これに続く記述は無いのか。またどういう意味か。

名和田委員長 : 「見える化」は見えるようにする、分かりやすくするというような意味で、近年急に使われるようになった言葉です。どこから生まれた言葉かは分かりません。

徳田副委員長 : 川崎市の区民会議はいつごろできたものなのでしょうか。

名和田委員長 : 自治基本条例の成立と共にそれに基づく区民会議条例も制定され、誕生しました。ただし、それ以前に各区に住民参加組織が無かったわけではなく、それらの団体や市民との関係性の整理というのも一つの課題になっています。

事務局 : 本日配布させていただいた『川崎市自治推進委員会報告書【第 4 期】』の 27 ページに区民会議に関する記述があります。平成 18 年度から始まり、任期は 1 期 2 年で、現在各区で第 5 期に向けた準備や活動が始まっています。

名和田委員長 : その「見える化」が話題になるということは、まだまだ区民会議の制度や活動を知らない市民が多いということでしょう。

横浜市の区民会議は、条例の根拠がなく、現在衰退してきている面があります。川崎市では条例化されています。

庄嶋委員 : 区民会議の構成員は区内市民活動団体からの選出委員が主と考えてよいのでしょうか？

事務局 : 地縁団体の代表、商店街の代表、市民活動団体の代表、各区で抱えている公募型の事業への参加市民の代表、公募委員などによって構成されています。

庄嶋委員 : 区民会議は区単位ということですが、これより小さな単位の協議会的な組織はあるのでしょうか？

名和田委員長 : 実はありません。地域コミュニティレベルでの協議会組織が見られないというのは政令指定都市では珍しく、川崎市の大きな特徴だと私は思います。

庄嶋委員 : 地域の自治や協働を考える時、「市民が地域で顔を合わせる場」は重要なきっかけになります。私は東京都大田区在住なのですが、大田区は70万人くらいの人口に対し、18の特別出張所単位で地域力推進地区委員会が設置されており、地縁型のコミュニティの代表者の方の集まる場になっています。そこに場合によってはテーマ型のコミュニティの代表者が加わることもあり、月1回顔を合わせて情報交換などを行っています。実践的な活動に取り組む地区も生まれています。区民会議が仕組みとして、このような役割も果たしうるものなのかなど気になりました。

名和田委員長 : 川崎市では、こども文化センターという施設が、比較的コミュニティ施設に近いものになっています。この辺りの整理については、今後必要性に応じて事務局に資料提供をお願いしたいと思います。

徳田委員 : 区民会議の制度では行政と市民との間の関係性が示されていますが、庄嶋委員がおっしゃるような市民と市民の自立した中での関係というのは、今後の区民会議のあり方を含めた協働の仕組みの中で考えていかなければならない視点だと感じました。

庄嶋委員 : 市民が行政に意見を伝える場で終わっているのか、参加した市民も自ら動くような協働や共助につながるしくみとなっているのか、その可能性があるのか。その辺りを踏まえた議論ができたと思います。

事務局 : 区民会議発信の企画や事業が実践されるような事例も出ていると聞いています。

名和田委員長 : 区民会議は条例上、「調査審議をする機関」となっており、事業主体とはなっていません。区民会議が示した区民の意志や意見を区民も関わって実現していく仕組みは一つの課題かと思います。また徳田先生の御指摘のように、自治基本条例における「協働」は、行政と市民との協働という考え方で作られています。今日配布された報告書中にも「市民間の連携」という言葉がたくさん登場しています。最近「市民協働」という言葉もよく使われ、市民同士の連携が話題になっています。市民活動支援を考える時も、持たなければならない視点だと考えます。

3. 平成26年度委員会スケジュール及び検討内容（案）について

- ・資料4及び資料4-2に基づき、総合企画局自治推進部担当係長から説明があった。

〈質疑・意見交換〉

名和田委員長：今後の検討の進め方ですけれども、市民活動支援指針の改訂というこの委員会の使命以外にも、行政の施策を総合的に俯瞰し、幅広く市民活動について議論をする。狭義な市民活動団体以外も検討の対象に含め、多様な主体との協力や連携など新たな考え方の整理も必要である。この辺りが今後の議論のポイントになると思います。

一言に市民活動といっても2000年くらいまでは一定のものがイメージできたのですが、今は本当に多様化しています。営利企業である株式会社であったり、福祉法人だけれども根っこをみると市民活動であったり、ということもあります。

徳田副委員長：資料4-2の「多様な主体との連携・協力…」のところ、「企業」と「事業者」が分けられているがどのような意図なのか。また「企業市民」という言葉もあるが、これらをどのように捉えているのか。

事務局：資料中での「企業」は、本業は別にあるが、CSR活動で地域に関わっている主体、「事業者」は本業が地域の福祉や公益に関わる主体という捉え方ですが、実際には様々な形態があり、重なる部分もあるかと思います。「企業市民」もこれらの中に入れます。

名和田委員長：「市民」といった時には、個人だけでなく多様な団体が含まれます。自治基本条例では第8条で事業者の社会的責任について「住みやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする」と規定しています。

落合委員：私の所属する川崎信用金庫では数年前に「経営サポートセンター」という組織を設立し、例えば介護事業や障がい者支援関連の創業支援、福祉器具を開発・販売する業者と購入したい団体のマッチングなど、信用金庫としての本業とは別に支援事業を実施しています。こうした活動も含まれてくるのでしょうか。

名和田委員長：正に「社会貢献活動」に該当するかと思います。業務として行っているということですよ。

落合委員：業務として地域の課題解決をする。地域が発展することにより、うちも発展するという発想から生まれています。事業者が増え、地元の産業が活性化すれば、本業の融資や預金に反映してくるだろうという循環的な考え方を持っています。

名和田委員長：信用金庫は法律上でも「地域経済の発展に寄与する」と規定されており、元々純然たる営利企業で無い一面もあるかと思います。

落合委員：そうです。元々は協同組織組合で、税制上もその分優遇されています。金融の円滑化＋地域振興への貢献という位置づけです。

名和田委員長：まさに公益活動の多様化の一つですね。そもそも古典的な社会企業として法的に位置づけられている信用金庫が、より地域社会への貢献を意識した業務をしておられる。創業に係る経営コンサルティングのニーズは高いと思います。こうした活動は純然たる市民活動ではないからと排除するのではなく、議論に含めていかなければならないと思います。

徳田副委員長：組織の中にいる人にとっては目的がはっきりしていると思いますが、傍から見たときに、私益と公益が混ざっている印象を受けることもありそうです。どこまで区分

けていくかなどは難しいようにも思います。活動によって別法人になっていれば、分かりやすいのですが、同じ法人の中で様々な事業があるケースもあります。

落合委員 : 川崎信用金庫の「経営サポートセンター」は、組織内では部門として独立しています。年1回の相談会の開催の他、個別に相談を無料で受けています。そして必ずしも川崎信用金庫との取引が始まらなくても良しとするという考え方があります。「ビジネスフェア」というイベントも開催しており、今年で4回目になります。この中には、福祉事業を起こしたい人や福祉事業者などに参加していただいて、自分が必要なパートナーを、フェアを通じて探していただくイベントです。

徳田副委員長 : すばらしい活動です。川崎信用金庫さんほどの企業であれば、公的な補助金等は受けなくても様々な活動が可能なのかと思います。様々な団体や個人の活動に川崎信用金庫さんのような企業が円滑に関われるように、より広い情報提供などが必要ではないかと思います。

落合委員 : 今年3月に川崎市さんと包括連携協定を締結しました。これから行ういくつかの事業については、特に公的な補助金をいただいている場合でも、市の名前をお借りして、公的にも認められた事業としてやっているということで広報していき、市と一緒にやって行く予定です。

徳田副委員長 : こうした委員会も含め、地域の市民活動現場に川崎信用金庫さんのようなプレイヤーが参加し、関わってくださっているというのはすばらしいことだと思います。

名和田委員長 : 信用金庫の本来のミッションとしてやっている。市民活動の担い手というよりは支援側かなと感じました。市民の中の多様な主体が支援しあう。その中に信用金庫さんのような存在もいるというような整理が必要かと思います。

徳田副委員長 : そのための環境整備も必要となってくると思います。

新井委員 : 私たち特定非営利活動法人わになろう会が行っているのは、介護事業、障がい者支援などの福祉事業です。その中で例えば障がい者児童の放課後支援は、現場が非常に多様で複雑化してきている状況があります。NPO法人や社会福祉法人だけではなく、株式会社の参入なども顕著です。国の制度の中で放課後デイサービスというメニューができたのがきっかけです。川崎市に本拠地がある事業者だけでなく、本拠地は北海道というような非常に広域な事業者が参入してくることもあります。こうした多様な団体を企業、事業者という切り口だけで分けていくのは非常に難しいと思います。

提供する支援も多様化しています。学校へのお迎えから夕方まで面倒を見る形であったり、個別の1時間の支援メニューを提供する形であったりします。こうした中で川崎市全体のサービスの水準を上げていくために連絡会を作りましょうと10年ほど前に任意団体としてつくったのが、「豊かな地域療育を考える連絡会」です。毎月集まって情報交換やサービス内容、制度について話し合い、地域に豊かな支援の場ができるよう努力しています。しかし、連絡会を定期的に関くための場所の確保に苦労しています。会費制をとっていないので、運営の財政面でも困っています。共有した情報を必要な人に届けたいと障害児の子育て支援ムックを4年前に発行し

ましたが、そうした活動の財源にも困ることがあります。会議の会場など活動場所の確保は多くの市民団体が困っていることだと思います。川崎市では「ふれあいネット」で公的施設の会議室等が予約できるようになっていますが、手ごろで使いやすい場所・規模の会議室は解禁と同時に予約で埋まってしまいます。支援の対象とする市民団体や活動者をどのように定義づけ、広げていくのか、もう一度見直せたらいいと思います。NPO 法人連絡会なども支援ニーズを持っています。横のつながりをつくる、団体同士のネットワーク構築への支援も対象にしていただけるとありがたいなと思います。

名和田委員長：非常に重要な論点が複数含まれていたと思います。株式会社も含めた様々な福祉事業者がある。「豊かな地域療育を考える連絡会」は中間支援組織の一つと考えられると思いますが、それが抱える財源や活動場所などの問題の御指摘もありました。こうした中間支援組織は市民活動を支援する存在でありながら、行政なり他の組織の支援を必要とする存在でもあります。最後に市民同士の連携を支援するという視点もありました。これらはお話いただいた放課後支援だけでなく、他のいろいろな分野でも抱えている問題ではないかと思います。

施設の指定管理者を選定するプロポーザルに相当に広範囲の事業者が参加してくるという実態は、私も選定委員会などに関わっていて経験しています。川崎市の案件に九州や北海道の業者が参加してきています。

徳田副委員長：役所発の中間支援組織だけでなく、自発的な中間支援組織が生まれてきています。助成金の審査会などでもそうした団体の申請が増えてきていると思います。

名和田委員長：私はコミュニティ政策学会という小さな学会の会長をしています。7月頭に横浜で大会を開くのですが、その中の企画の一つとして「中間支援組織を考える」という企画の検討を現在進めています。会議の中で、例えば川崎で言えば「ぐらす・かわさき」の様な広域で活動されている団体が登壇することになるのかなと思っていたら、全く違い、小地域ベースで本当にローカルに、特定の分野のみでやっているような小さな団体を呼んでこようということになり、少しびっくりしました。こうした中間支援団体はかなり多様化しているという思いを強くしました。

徳田副委員長：そうした団体は事業をやっているわけではないことが多く、収入やしっかりとした組織がないことがあります。ネットワークを維持していくコストをどうやって負担するのかという課題もあります。補助金等をもらっても、不安定なものとなってしまいます。これは非常に重要なことだと思います。

廣岡委員：確かに中間支援組織と言ってもいろいろなものがあります。川崎市全体では非常に広いので、小地域の中での中間支援の場も必要だと思います。区によっては区民会議などでよい議論がされていることもあります。

例えば川崎信用金庫さんといろいろな団体をつなぐ様に、幅広い市民同士の連携を広げることで、もしかしたら、場を提供してもいいよという事業者や団体が地域内で現れるかもしれません。行政にお願いするばかりでなく、市民同士で力を結集できたらいいなと常々思っていますが、なかなかできません。幅広い主体をどう結

びつけるか、非常に難しい議論かと思いますが、ぜひそうなってほしいと思います。

名和田委員長：徳田副委員長の御指摘のように中間支援組織はそれ自体が事業を行っていない場合もあるので、継続的に成り立つのが難しい面があるかもしれません。一つ考えられるパターンは、施設の指定管理者を受託して、活動場所や安定運営財源を確保する道があります。八王子市の特定非営利活動法人フュージョン長池などの例です。

また、先日の市民活動支援フォーラムで市民活動センターは全市に1箇所だけではなく、少なくとも南部・北部・中部に一つずつ必要なのではないかという意見が出ていました。

廣岡委員：私たち（ぐらす・かわさき）もフュージョン長池さんに、ケーススタディとして話をお聞きしたことがあります。やはり首都圏は特に地代が高いので、それを補うような運営は一般的なNPOではなかなか難しいということがあります。財源確保のために委託事業などを受託しても、その運営で疲弊してしまう事があります。中間支援をするための支援というのが必要かと思います。

名和田委員長：フュージョン長池さんは「身の丈にあった指定管理」とおっしゃっていました。指定管理だけで手一杯になってしまえば、本来の団体の目的を果たせなくなってしまいます。地域の公園の指定管理を受託し、それを活動のベースとされています。

徳田副委員長：中間支援者が疲弊してしまうと、その悪い波及効果も大きいと思います。ダムの水が枯渇するような形になってしまう。水を確保して、多くの市民団体に栄養が行き渡るような仕組みになってほしい。すべて直接支援するのではなく、間接的な支援もしていく。「民の役割分担」とも言えるでしょうか。

名和田委員長：川崎市内の中間支援組織の先進事例としては、麻生区の市民交流館やまゆりがありますが、現在どのような活動状況になっているのか、知りたいところです。

桜井委員：協働のルールの中でどう支援していくのか、ということがポイントだと思います。「組織」ではなく、お互いが助け合っている「場」に支援がほしい事もある。「場」はケース・バイ・ケースで発展していくので、最終的に組織になるかもしれないし、ならないかもしれません。組織化してしまうと固定化してしまうので、しない方が良い場合も考えられます。いろいろやってみて、「ここは違うからこっちもやってみよう」というのが、広がりやのきっかけにもなったりします。市民活動が広がって行くような支援の仕組みがあると良いなと思います。

名和田委員長：市民同士の連携が話題になってきていますが、そのコーディネート機能についても議論ができたらいいなと思っています。市民同士で協力することが難しい場合も多くありそうです。ぐらす・かわさきさんなどは日々そうした現場にぶち当たっているのではと思います。

庄嶋委員：最終的にはその人や団体が持つ「人脈」が非常に大きいと感じています。行政が肝入りで作った中間支援組織は、正直あまり成果が上がっていないこともあります。箱だけ作って、コーディネーターという職種の人だけ置いてもうまくいかないのです。私は大田区で市民活動者と、区役所の非常勤特別職という二つの立場をもっていますが、だからこそ見えてくることがあります。実際の現場、例えば地縁の現場・

NPOの現場・行政の現場など、それぞれの現場において信用されているかどうか、が鍵になります。

東京都大田区では今の区長が「地域力」を掲げて5年ほど経つのですが、その実体化として取り組んできたのが、地縁型の団体とNPOのようなテーマ型の団体を結び付けていくということです。しかしこれを具体的に進めようとするときは、なかなか絵に描いたようには動きません。私は大田区の小学校PTA連絡協議会の会長をしているのですが、その立場から、町内会など地縁団体の代表格の方々に顔を覚えていただき、信用を得ています。そして色々話していく中で、PTAだけでなく、NPO活動もしている人としても認知されるようになり、両方を知っている人間として、いろいろな相談がくるようになりました。地域の現場では、単にコーディネーターという肩書きだけで入っていくとしてもうまくいきません。地域の中であっちのほうにもこっちのほうにも顔が知れているというような仲間を増やしていければと感じています。今、大田区の非常勤特別職として取り組んでいるのが「地域のつなぎ役の養成講座」です。例えば町会に関わっている方、保護司をやっている方、民生委員をやっている方、PTAに関わっている方、NPOに関わっている方など、どこか地域に一つの足場がある人に、別の世界を知ってもらい、両方をつなぐ人になってもらおう、そういう人を育てようという狙いがあります。そして行政の事業を進める場合も含め、地域のそういう人を通じて人と人がつながっていくというような構想を描いています。施設や役職、立場をつくれれば良いという話ではなく、つなぎ役となり得る人材にこの構想を共有してもらい、つなぎ役という良い意味のレッテルを貼ることで、輪を広げていく。まだ数字等には現れていませんが、少しずつ広がっているかなとは感じています。

かわさき市民公益活動助成金の申請事業でも、団地自治会の有志が団地内に居場所をつくったり、都市公園の里山整備をしている団体が地域の自治体から寄付金をもらっているというような連携・協力事例はあるのですが、市民活動団体同士のつながりがまだまだ薄いと思います。他にも、「身近な生活のサポートをします」「災害時にアマチュア無線で地域の情報を発信するよ」というような事業もあるのですが、こうした活動は地域に結びつかないと何の意味も持ちません。経済的・運営的な自立を促していくというような従来の視点の支援だけではなく、志を持っている人達の活動がつながっていくための支援が重要です。そして、それをうまく回すには両方をつなげられる信用をもつ人材が地域にいるかどうかです。

名和田委員長：庄嶋委員の本当に地べたの、地域密着の活動に非常に感銘を受けました。地縁型の団体とテーマ型団体の融合というのはよくあるテーマで、今回の論議でも重要だと思いますが、少し昔とは状況が変わっていて、地縁側もネットワークを求めるようになってきていると感じます。そのノウハウも様々な視点で語られていますが、人的ネットワークが重要というのは、非常に重要な指摘だと思います。

徳田副委員長：中間支援にはどこかコントロールセンターのようなものが必要で、大田区の場合はいろいろな拠点が存在し、そこをつなぐ人に焦点が当たってきている。川崎の場合

は規模がもっと大きいので、もっと分散する可能性もあります。キーパーソン同士のネットワークがより重要になってくると言えるかもしれません。

名和田委員長：自治推進委員会でも指摘されているように、区役所が地域で一定の役割を果たさないと難しいと思います。区でもまだ規模が大きすぎるかもしれません。

廣岡委員：場所があって、コーディネーターがいることも必要なのですが、それだけではネットワークは広がらない。活動している人たちが実際につながっていかねばなりません。私たち（ぐらす・かわさき）も寄せられた相談に対して、直接支援することもあれば、こういう人がいますよと紹介することで、間接的にコーディネーターすることも実際に多くあります。ただ相談の範囲が非常に広く、できることが限られている事もあります。私自身も、介護や福祉のことを聞かれてもあまり答えられないので、そういう時はその分野の方を紹介します。やはり人的ネットワークが重要で、そのために、できるだけ外で行われるテーマ会合に意識的に出かけていくようにして、人脈を広げようとしています。そういうことができないといけません。人材育成は必要だと思います。

櫻井委員：庄嶋委員の指摘されたキーパーソンの育成というのは本当に重要だと思います。川崎で考える時どうしたらいいのか。町内会・自治会の組織力はそこそこあると思いますが、マンション住民が多いなどの実態もあります。本日は欠席されていますが、末吉委員のように自治会ベースで多様な活動をされている方もいます。

名和田委員長：自治会長の中から、人的ネットワークのキーパーソンが現れて、地域の団体を融合するような活動事例も川崎市内で出てきていると思います。

庄嶋委員：今後の議論のために、川崎市のコミュニティの仕組みや現況をもっと知りたいです。町内会自治会の加入率などの数字は出ていますが、例えば会長の継続年数。これは例えば任期が短く、会長がころころ変わるような地域では、役職に対するプライドが持てず、活動にエネルギーが注がれない状況になっていることがあります。市内で多様な地域や状況があるかと思いますが、地縁型とテーマ型の団体の連携を考える手がかりとなるような情報が何かあれば、いただきたいと思います。

特に学校関係の取り組みの現況を知りたいです。コミュニティの弱体化が叫ばれる中、学校を拠点としたコミュニティの取組が各地で盛んになっています。例えば大田区では、学校支援地域本部、スクールサポートともいいますが、それと地域教育連絡協議会のセットで、地域の人材が学校に関わる、学校を通じて地域の人がつながる仕組みに取り組んでいます。川崎では「地域教育会議」がそれに当たるのでしょうか。学校は出会いの場であり、地域にとって重要な場です。

また私の経験で言いますと、団体や連合体の長になった時に、様々な会議に出ることで自分の人脈がばっと広がりました。地域の組織や各団体の連合体や会議体などについて、役所が認知されているものを整理して、御提示いただければありがたいです。

名和田委員長：この委員会としても、地域コミュニティの現場レベルの現況・課題をある程度抑え、念頭におかなければ、市民活動の問題も解けないと思います。川崎における地域コ

コミュニティの構図や現況・連合組織などの情報の基本的な整理を事務局にお願いしたいです。

連合体・会議体の例は、民児協などがまず浮かびます。学校関係では「地域教育会議」などの取り組みがまずあるかと思います。それから先ほど挙げました「こども文化センター」も地域拠点の機能を果たしている例があります。

徳田副委員長：フォーラムで、パネリストの小倉理事長が「市民活動に対し、段階によって支援メニューをかえていく必要がある」と指摘されました。非常に重要な視点だと思います。市民活動団体が、設立からどれくらいの年数において、どう変わっていくのか、その辺りの構図がある程度捉えられると良いと感じています。

立ち上げから年数を経て、苦しんでいた、壁にぶち当たったりしている団体が、多くあると感じています。自立を促されて苦勞している例などです。「ステップ助成金」などと言って、ステップアップを要求したり、助成の期限を決めたりしていますが、団体から見ると梯子を外されているように感じていることもありそうです。現状とあっているのかどうかも疑問です。そこまで活動を続けてこられているだけでも、大したものだと思うのですが…。例えば設立から5・6年が経過すれば、活動の形態も支援ニーズも変わってきていると思います。この辺りを調査し、傾向など明らかにできれば、必要な支援メニューも見えてくるかもしれません。

名和田委員長：行政側の見解や制度ばかりでなく、市民の側から感じていること、活動を通じて見えていることの提起も必要だと思います。市民活動の発展段階は一様に語ることは難しいかも知れませんが、ある程度整理ができないかと思います。

徳田副委員長：市の方で現在やこれまでに行っている調査は確かあったかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：「市民活動支援の実態に関する基礎調査」を昨年度実施しました。昨年度の委員会で調査概要を提示させていただきましたが、市内の市民活動団体20団体へのヒアリングの他、全国の中間支援組織や市民ファンド等にも実態調査をかけています。本来ならば、今日の会議でその結果の概要を提示したかったのですが、対象団体の都合もあって当初の想定スケジュールどおりに進まず、まとめて少し時間がかかってしまっております。連休明けにはある程度まとまった資料を入手見込みですので、次回の会議前に皆さんに資料としてお送りさせていただきたいと思います。

4. その他

名和田委員長：そろそろ時間となりました。最後にこれまでの発言の補足、事務局へのお願い事項や今後の会議の進め方等について、何かあればお願いいたします。

事務局：区民会議の件ですが、もう少し具体的にどのような情報が必要か、内容をお伺いできればと思います。

庄嶋委員：区民会議の取り組みが行政への提言・提案に留まらず、コミュニティ形成、市民活動支援につながっている事例、市民が自ら動いていった事例などがあれば、知りたいです。区内の市民活動のこの活動が良いので応援していこうなどの形も考えられ

るかもしれません。

事務局 : 理念としては、地域が自ら課題解決に取り組み、行政と地域がそれぞれの役割を果たしながら解決していくことを目指しています。事例等について、次回までに整理してみます。

※その他事務連絡として、以下2点の連絡・確認があった。

- ・次回会議の日程調整の進め方について
- ・議事録作成・公開の確認

以 上